

## 第16回はだのクリーンセンター環境運営委員会議事録要旨

### 1 日 時

平成28年11月25日（金）午前10時00分から12時00分まで

### 2 場 所

秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター3階小会議室

### 3 出席者

- (1) 委員（出席10名）
- (2) オブザーバー（出席2名）
- (3) 事務局（3名）

### 4 内 容

#### (1) 議 題

ア はだのクリーンセンター環境運営委員会による視察報告

- ・ 平成28年11月9日に環境運営委員会により実施した、家庭ごみのリサイクル施設である「富士河口湖リサイクルセンター」、及び畜産環境整備事業として整備された「富士ヶ嶺バイオセンター」の両施設の視察について報告をした。
- ・ 視察目的は、ごみ減量に取り組む他自治体の事例を視察することで、両市におけるごみの減量を推進し、施設の安全安心な運営管理につなげるために実施するものである。また、今後も同様の視察を継続していくことを確認した。

イ はだのクリーンセンターにおける各種実績データについて

- ・ 平成28年4月から10月までの実績についての報告をした。
- ・ 可燃ごみ（燃やすごみ）搬入量及び搬入台数に関して、昨年同時期と比較すると微増傾向にあると説明をした。
- ・ 焼却量に関して、昨年同時期に比べ増加していると説明をした。
- ・ 焼却灰の搬出に関しては、栗原最終処分場における埋立量及び圏外での資源化量について実績の報告をした。

- ・ 排ガス測定に関して、測定対象物質全てにおいて法令及び自主規制値以下であることを報告した。
- ・ 周辺環境測定に関して、大気、土壌及び水質の測定結果は環境基準値以下であり、臭気、騒音及び振動測定に関しても法令等の基準値以下であることを報告した。また、騒音の数値に関して、近接する道路や河川等の影響を受けた値であることの説明をした。

## (2) その他

### ア 湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間における一般廃棄物等処理に係る相互援助協定について

- ・ 湘南地域県政総合センター管内において、施設等の不測の事故及び故障における一般廃棄物の処理に係る相互協定を平成3年3月に締結している。これら以外に、点検等による一時的な処理能力の低下や地震や風水害等により一時的に発生する廃棄物の処理、また「し尿処理施設」が追加されるとともに、施設において適正な処理が可能となるまでの間、人的及び物的な支援業務をおこなうことについて、管内において協定の見直し作業が進められることとなった経緯等について説明をした。
- ・ 災害廃棄物が搬入された場合に実績等は公表されるのかとの質問に対し、ホームページ等を通じて公表すると回答した。また、受け入れる場合には、業務に支障のない範囲で行うことを併せ説明した。

### イ 秦野市ごみ処理基本計画（案）について

- ・ 秦野市から、現計画の家庭ごみ及び事業系ごみの推計値に対する実績値は、資源化施策の展開にも関わらずどちらも上回っている状況となっていること、また、現在策定を進めている新たな15年間の計画では、平成37年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制とするため、様々な減量・資源化施策を継続、強化するとともに、新たな方策として刈草等の資源化を進め、それでも中間年度の平成33年度までに計画通りごみの減量が進まない場合には、家庭ごみ有料化に向けた検討を進めることについて説明があった。

- ・ 伊勢原市から、伊勢原市においても秦野市同様に、はだのクリーンセンター1施設体制に向けて、剪定枝や刈草、落葉の資源化といった施策を展開するとともに、市民への啓発に努め、可燃ごみに混入している資源物の分別強化により、資源化を推進して行きたいと説明があった。
- ・ ごみの減量を進めるための市民への周知について、自治会を通して浸透させる取り組みをした方が良いのではとの意見があり、秦野市から、市の広報では年1回の特集号を組むほか、年4回発行する「ごみ処理通信」を活用して周知して行きたいと説明があった。
- ・ 事業系ごみのチェック（展開検査）をして、その結果を運搬業者に伝えても排出事業者には伝わらなければごみの減量には繋がらないのではとの意見があり、秦野市から、運搬業者の方に書面で改善を指導していると説明があった。
- ・ 今後のごみの減量の取組みにおいては、ごみ分析の結果として増えているごみ種を中心に施策を行う「選択と集中」の考えで、効率的な減量を狙うことや、ごみ減量につき市民へ協力をお願いするなかで、コンポスト（生ごみ堆肥器）等の具体的な体験の場を設けること等の意見が出された。

#### ウ 秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の概要について

- ・ 本計画は、両市のごみ処理基本計画の見直しに伴い、排出抑制・資源化、中間処理から最終処分に係る計画、施設の整備スケジュールなどをまとめ、今後のごみ処理に係る具体的な方針、施策を示すため、15年間の新たな計画を秦野市、伊勢原市及び本組合により策定するものであり、施設に関して適正な維持管理により安全、安心で安定したごみ処理に努めることや、築40年以上経過し老朽化した不燃・粗大ごみ処理施設の整備について検討していくことの説明をした。
- ・ 計画期間の15年間においては技術革新があると思われるため、計画中に記述したほうが良いのではとの意見があり、本計画は技術革新や社会情勢等を勘案して5年毎に見直し修正を行うので特に文中への記載はしていないことの説明をした。